

第3次
胎内市行政改革大綱
実施計画

最終実績報告書
(素案)

令和4年 月
胎 内 市

第3次胎内市行政改革大綱実施計画 最終報告書について

胎内市では、変化し続ける社会情勢と市民ニーズの多様化・複雑化する中で、第2次胎内市総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）で目指す、今後の胎内市の理想とする姿を実現するための行政改革の推進のため、平成29年2月に第3次胎内市行政改革大綱を策定しました。

また、同大綱で掲げた3つの重点事項「『市民協働（※1）によるまちづくり』のための改革」「『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革」「『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革」に基づいた行政改革を実現するために、第3次胎内市行政改革大綱実施計画を策定し、具体的な取組を進めてきました。

令和元年度に平成29年度～30年度の2か年の取組をまとめた中間報告を行いましたが、本報告では、その後の取組を含めた5年間（平成29年度～令和3年度）の取組と最終的な達成状況について公表します。

1 計画の実施状況の評価

第3次胎内市行政改革大綱実施計画では、28の実施項目を設定し、具体的な改革に取り組んできました。

令和3年度までの実施計画における取組状況の最終評価については、計画以上に実施しているものが0項目、概ね計画どおりに実施しているものが21項目、計画に達していないものが7項目、ほとんど進捗がないものが0項目でした。(実施項目別の状況は次項参照)

また、実施項目に位置付けがされていない取組として、平成30年度における事業見直しの実施がありました。

評価の判断基準

◎	計画以上に実施している
○	概ね計画どおりに実施している
△	計画に達していない
×	ほとんど進捗がない

重点事項別の評価項目数

重点事項	◎	○	△	×
1 『市民協働によるまちづくり』のための改革		3	4	
2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革		11	2	
3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革		8	1	
合計 (※)	0	21	7	0

※28の実施項目のうち、複数の重点事項に掲げられている実施項目（再掲項目）が1項目あるため、合計からはこの再掲分を除いている。

第3次胎内市行政改革大綱実施計画の実施状況の評価（最終評価）

1 『市民協働によるまちづくり』のための改革

区分	実施項目		評価
(1)積極的な情報発信と市民との情報共有	1	行政情報の積極的な発信	○
	2	広聴機能・行政と市民との意見交換の機会の充実	△
	3	個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化	△
(2)市民と共に進めるまちづくり	4	施策形成における市民参画の機会の拡充	△
	5	協働に関する研修会等の開催	○
	6	市民活動団体等と行政のマッチングの機会の創出	△
	7	自治会・市民活動団体等の活動支援	○

2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革

区分	実施項目		評価
(1)行政目的をかなえるための予算編成	8	財政状況の周知	○
	9	事業計画に基づく長期的な予算管理	○
	10	行政評価の実効性強化	○
	11	補助金の見直し	○
(2)歳入における財源の確保	12	収入確保対策の強化	○
	13	収納窓口の利便性向上・周知	○
	14	遊休財産の利活用	○
	15	新たな財源の確保	○
	16	受益者負担や給付金の妥当性検証と適正化	○
(3)歳出における効率的な執行	17	合理的で無駄のない予算執行	○
	18	費用対効果検証の実施	△
(4)公共施設・公営企業等の健全経営	19	第三セクターを含む公営企業等の経営の健全化	○
	20	民間活力の導入推進	△

3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革

区分	実施項目		評価
(1)総合計画の方向性に沿った組織づくり	21	行政課題に対応する専門部署の設置	○
	22	重要課題の解決に向けたプロジェクトチームの構築	○
	再掲 10	行政評価の実効性強化	○
(2)職員の資質向上に向けた取組	23	職員のステージに応じた研修の実施	○
	24	職員による改善提案の活性化	△
	25	協働志向型職員の養成	○
	26	人事評価制度の有効運用	○
(3)定員適正化	27	職員数の管理と適正な人員配置	○
	28	多様な行政需要に適応できる職員の採用	○

実施項目以外の取組

2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革

区分	実施項目		実施年度
(1)行政目的をかなえるための予算編成	-	事業見直しの実施	平成30年度

2 実施計画における取組成果について

第3次胎内市行政改革大綱実施計画（平成29年度～令和3年度）に基づき、行政改革に取り組んできました。5年間での主な取組成果としては、次に示すとおりです。（個々の実施項目ごとの詳細は「第3次胎内市行政改革大綱実施計画進捗管理表」のとおり）

1 『市民協働によるまちづくり』のための改革

（1）積極的な情報発信と市民との情報共有（実施項目1～3）

- ① まちづくり協働座談会を平成30年5月から開始し、各自治会・集落と地域の課題等について意見交換を行うとともに、協働意識の醸成や市と地域等との協働の取組のきっかけになるよう取組を行いました。
- ② 図書館に市政情報コーナーを設置し、情報内容の充実を図ったほか、市公式インスタグラム、市長及び市議会フェイスブックなどのSNS（※2）を新たに開設しました。また、SNSを活用し市の各種取組・イベント等の情報発信の頻度を上げてきました。
- ③ 市報の特集記事の充実を図り、市の施策や事業等が市民に見えるよう取組を行いました。
- ④ ホームページについて、「親しみやすさ」と「探しやすさ」をテーマにリニューアルを行いました。

（2）市民と共に進めるまちづくり（実施項目4～7）

- ① 自治会・集落・まちづくり団体等が実施するコミュニティの活性化等に関する事業に対し、合併振興基金運用益活用事業補助金の交付等による支援を行いました。また、今後、更にコミュニティ活動の活性化がなされるよう、地域支え合い活動に関する補助金を新設しました。
- ② 市民及び市職員の協働意識の醸成を図るための新たな取組として、平成29年度に市職員向けの協働研修会及び市民向けの協働勉強会を、平成30年度には地域づくり活動発表会を開催しました。また、市民団体の活動を紹介するハンドブックを新発田市・聖籠町と共同作成しました。
- ③ まちづくり協働座談会や地域福祉懇談会を開催し、自治会・集落等によるまちづくり活動を促すとともに、協働のまちづくりに向けた意識の醸成を図ってきました。
- ④ 地域の活性化等のために地域おこし協力隊の導入を希望する地区に対し、導入の支援及び導入後の協力隊の活動支援を行いました。（令和3年度までに4地区、9人）
- ⑤ 附属機関等の会議・議事録等の公開の手順を定めた基準を制定したことにより、公開する会議数が増加しました。

2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革

(1) 行政目的をかなえるための予算編成（実施項目 8～11）

- ① 基金の取崩しによって補う予算編成とならないよう、事業見直しの実施等により、令和元年度当初予算から、基金を取り崩さず予算編成を行うことができています。
- ② 事業の見直しに着手するに当たり、職員向けに財政状況の説明を行い、職員間で、事業見直しの必要性の認識を共有しました。
- ③ 行政評価については、事業見直しと連動した財政的な裏付けを反映した評価としました。

(2) 歳入における財源の確保（実施項目 12～16）

- ① 新たな財源として、企業版ふるさと納税（※3）により企業からの寄附を受け、令和元年度に奨学金返還支援事業を実施しました。また、クラウドファンディング（※4）を活用した資金調達を実施しました。（胎内高原ワインの原料となる加工用ブドウの苗木購入、胎内スキー場の安定的経営等を目的として実施）
- ② ふるさと納税について、近年、関心が高まっていることにより、年々寄附額が増加してきています。
- ③ 市税等の収入確保対策では、滞納者の実態把握と原因分析、差押等の滞納処分、現年差押え等の実施により徴収率を高水準に維持しています。また、収納窓口の利便性向上策として、地方税共通納税システムを導入しオンライン納付を開始しました。
- ④ 事業の見直しを通じて、受益者負担の見直しや各種支援制度における対象者の変更等を行いました。

(3) 歳出における効率的な執行（実施項目 17～18）

- ① 平成 30 年度において職員向けに財政状況説明会等を実施し、歳出削減の必要性の認識を共有しました。また、適正な予算執行に対する周知徹底を適時行いました。
- ② 行政評価を通じて、一部の事業で単位当たりのコストを試算し、効率的な事業執行を推進しました。

(4) 公共施設・公営企業等の健全経営（実施項目 19～20）

- ① 民間活力の導入推進として、きのと観光物産館、サンビレッジ中条、国際交流公園テニスコート、鴻の巣公園テニスコート、中条駅前広場等において指定管理者制度を新たに導入しました。
- ② 指定管理施設の管理の適正を期すため、モニタリング（※5）マニュアルを策定し、平成 29 年度分からこれに基づく業務評価を開始し、評価内容をホームページ等で公表しました。
- ③ 財政援助団体等に対する監査として、市監査委員において株式会社胎内リゾート、クアハウスたいないに対する監査を実施しました。

- ④ 第三セクターである株式会社胎内リゾート、胎内高原ハウス株式会社等において、経営健全化方針を策定しました。
- ⑤ 公営企業において、今後 10 年間の経営計画として、水道事業経営戦略等を策定しました。また、地域産業振興事業特別会計においても、経営戦略を策定しました。
- ⑥ 水道事業等の包括的民間委託の導入や、公共下水道処理施設と農業集落排水処理施設の接続等について検討を行いました。
- ⑦ 令和 3 年度から、日の出保育園を民営化したほか、黒川堆肥センターの運営を胎内市農業協同組合へ移行しました。

3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革

(1) 総合計画の方向性に沿った組織づくり（実施項目 21～22）

- ① 「行政課題に対応する専門部署の設置」について、妊娠期から子育て期まで包括的に支援を行う子育て世代包括支援センター、防災関連の事業に特化した防災対策係、新型コロナウイルスワクチン接種の推進のためコロナワクチン接種推進係を設置しました。また、各課所管の施設の大規模工事等に係る業務について、地域整備課及び学校教育課に集約しました。
- ② 「重要課題の解決に向けたプロジェクトチームの構築」については、洋上風力発電導入事業、生涯学習施設の整備、庁内情報システム（電子決裁等）導入、地域コミュニティ等についてそれぞれプロジェクトチームを構築し、検討をしました。

(2) 職員の資質向上に向けた取組（実施項目 23～26）

- ① 「職員のステージに応じた研修の実施」については、階層別研修・専門研修を実施したほか、職員が職務上の知見を生かして講師を務めるスキルアップ講座を実施しました。
- ② 「協働志向型職員の養成」については、平成 29 年度に実施した市職員向けの協働研修会や平成 30 年度に開催した地域づくり活動発表会、市町村総合事務組合が実施する住民協働研修、新採用職員に対する協働研修等を行ってきたほか、職員に対し、地域活動・ボランティア活動への参加に対する意識啓発やきっかけづくりを行い、市民協働に対する意識の醸成を図りました。
- ③ 「人事評価制度の有効運用」については、制度の中で上司と職員との面談を実施し、業務遂行能力の向上を図ったほか、職員による地域貢献活動を推進するため、人事評価項目に地域貢献度を追加しました。

(3) 定員適正化（実施項目 27～28）

- ① 「職員数の管理」については、定員管理計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）の職員数を達成してきました。また、黒川庁舎の窓口業務の組織改編や、施設整備等の業務集約のため地域整備課及び学校教育課に建築技師を配置または増員を行いました。

- ② 「多様な行政需要に適応できる職員の採用」については、民間企業等経験者や自衛隊退官者を防災専門員に採用したほか、定年退職者の再雇用を行いました。また、胎内市役所を志望する人の増加に結び付くようインターンシップ（※6）の受入れを行いました。